



# 長野県野沢南高等学校 文化部活動方針

2024年4月

<b>目標</b>	<p>部活動を通じて、(1)～(5)の学校重点目標の実現を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 生活習慣を確立し、自主的・自律的に行動できる生徒を育む。</li><li>(2) 学習・クラブ・生徒会活動を通じ、自己の発見や開発のできる生徒を育む。</li><li>(3) 個々に適したキャリア教育を推進し、意欲的に学習に取り組む生徒を育む。</li><li>(4) 命と人権を尊び、豊かな人間性を育む。</li><li>(5) 地域から信頼される開かれた学校づくりに努める。</li></ol>
<b>運営方針</b>	<p>「長野県高等学校の文化部活動方針」に則り、次のように定める。</p> <p>○計画の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクールの日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会、コンクールの参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該文化部の生徒・保護者へ情報提供を行う。</li></ul> <p>○適切な指導について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・顧問は、本校の「危機管理マニュアル」、環境省「熱中症予防情報サイト」、独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ事故防止ハンドブック」等を踏まえ、安全に配慮した活動を行う。</li><li>・顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、部活動が生徒の自主的活動であることを踏まえ、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。</li></ul> <p>○休養日について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学期中は、原則として、週当たり2日以上休養日を設ける。</li><li>・平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。また、週末に大会やコンクールの参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。</li></ul> <p>○活動時間について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平日のクラブ活動は18時30分までとする。</li><li>・1日の活動時間（部活動として活動する時間である。ただし、会場への移動、当日の準備・片づけの時間は含まない。）は、平日及び学校の休業日（学期中の週末を含む。）とともに、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</li><li>・大会やコンクール等で、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。</li><li>・中間・期末考査の1週間前及び考査期間中は原則として活動は休止する。ただし、大会前等をやむを得ない場合は学校全体の了承を得て活動できる場合もある。</li></ul>

	<p>○長期休業中の休養日・活動時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期休業中の休養日および活動時間の設定は、原則として、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。</li> </ul> <p>○大会等への参加方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。</li> </ul> <p>○文化部活動運営に係る協議の場について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校全体としての適切な指導、運営及び管理についての協議は、文化部顧問会が行う。</li> </ul>
指導体制の工夫	<p>○生徒の芸術文化等の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における芸術文化等の環境整備について、検討を進める。</p> <p>○校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、文化部顧問会並びに安全衛生委員会と協力しつつ、適宜、指導・是正を行う。</p>
その他	<p>○少子化に伴い、本校単独では特定の文化部を設けることができない場合には、生徒の芸術文化等の活動の機会が損なわれないことがないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加できる等、関係団体と連携しながら合同部活動等の取組を模索する。</p> <p>○本方針は毎年度見直しを行い、年度当初に学校のホームページへの掲載等により公表する。</p>